

議案第二一号

三朝町都市公園条例の制定について

三朝町都市公園条例を別紙のとおり制定する。

昭和四十二年三月十一日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾貳年参月露貳日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

三朝町都市公園条例

第一章 總 則

(目的)

第一条 この条例は、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号。以下「法」という。）及び法に基く命令に定めるもののほか、都市公園の設置及び管理につき必要な事項等を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 都市公園を次のとおり設置する。

名 称	所 在 地	区域（面積）
三朝高原公園	鳥取県東伯郡三朝町大字三朝字法師谷 鳥取県東伯郡三朝町大字三朝字穴 谷 鳥取県東伯郡三朝町大字三朝字四万谷 鳥取県東伯郡三朝町大字砂原字尾 山の各一部	約一六五ヘクタール

第二章 都市公園の管理

(行為の制限)

第三条 都市公園において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

- 一 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
 - 二 業として写真又は映画を撮影すること。
 - 三 興行を行なうこと。
 - 四 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。
 - 五 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。
- 一 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあつては主たる事業所の所在地、名称、及び営業種目とする。以下同じ）
 - 二 行為の目的
 - 三 行為の期間

四 行為の場所、又は公園施設

五 行為の内容

六 その他町長が指示する事項

3. 第一項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を町長に提出し、その許可を受けなければならない。

4. 町長は、第一項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り第一項又は第三項の許可を与えることができる。

5. 町長は、第一項又は第三項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を附ずることが出来る。

(行為の禁止)

第四条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

ただし、法第五条第二項、**法第六条第一項若しくは第三項又は、前条第一項若しくは第三項の許可にかかるもの**についてはこの限りでない。

一 都市公園を損傷し、汚損し、又は土石を採取すること。

二 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

三 鳥獸類を捕獲し、又は殺傷すること。

四 ごみその他の汚物、危険物を捨てること。

五 立入禁止区域に立ち入ること。

六 指定された場所以外の場所に車馬を入れ、又はとめおくこと。

七 銃砲若しくはこれに類するものを使用すること。

八 前各号の外町長が公園の管理上特に必要があると認めて禁止する事項

(利用の禁止又は制限)

第五条 町長は都市公園の環境その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(公園施設の設備若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

第六条 法第五条第二項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項

イ 設備の目的

ロ 設備の期間

ハ 設置の場所

ニ 公園施設の構造

ホ 公園施設の管理の方法

ヘ 工事实施の方法

ト 工事の着手及び完了の時期

チ 都市公園の復旧の方法

リ その他町長の指示する事項

ニ 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

イ 管理の目的

ロ 管理の期間

ハ 管理する公園施設

ニ 管理の方法

ホ その他町長の指示する事項

三 許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項

2 法第六条第二項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 占用物件の管理の方法。

二 工事実施の方法。

三 工事の着手及び完了の時期。

四 都市公園の復旧方法。

五 その他町長の指示する事項。

3. 法第六条第三項ただし書きの規定による占用の変更許可を要しない軽易な変更とは公園の風致に影響を与えない程度の占用物件の軽微な改装等で町長が定めるものとする。

(設計書等)

第七条 公園施設の設備若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添附しなければならない。

(使用料)

第八条 法第五条第二項、法第六条第一項、同条第三項第三條、第一項又は同条第三項の許可を受けた者は、別表第一に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

(監督、処分)

第九条 町長は次の各号の一に該当する者に対してこの条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復、若しくは公園よりの退去を命ずることができる。

一 この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者。

二 この条例の規定による許可に付した条件に違反している者。

三 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者。

2 町長は次の各号の一に該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

一 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合。

二 公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合。

三 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合。

第三章

雑

則

(届出)

第十条 次の各号の一に該当する場合においては、当該行為をした者は、すみやかにその旨を町長に届け出なければならない。

一 法第五条第二項又は法第六条第一項若しくは第三項の許可を受けた者が公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。

二 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廢止したとき。

三 第一号に掲げる者が法第十条第一項の規定により都市公園を原状に回復したとき。

四 法第十一条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

五 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

六 前条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(使用料の徴収)

第十一条 使用料は、公園施設の設置若しくは管理、都市公園の占用、又は第三条第一項各号に掲げる行為（以下「都市公園の使用」という。）の期間が三箇月をこえない場合においては、都市公園の使用の許可の際徴収する。

2. 都市公園の使用の期間が三箇月をこえる場合においては、次の各号に掲げる期間の区分により、初期の分は使用の許可の際、次期以降の分は当該各期の始に徴収する。

- 一 第一期 四月から六月まで。
- 二 第二期 七月から九月まで。
- 三 第三期 十月から十二月まで。
- 四 第四期 一月から三月まで。

3. 使用料の額が月を単位として定められている場合において、都市公園の使用の日数に端数を生じたときは、使用料の額は、その月の日数に応じて日割計算により算出する。

(使用料の減免)

第十二条 町長が必要と認めるときは使用料の一部又は全部を減免することができる。

(使用料の不還付)

第十三条 既納の使用料は還付しない、ただし、町長が必要と認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

(委任)

第十四条 この条例の施行について必要な事項は規則で定める。

第四章 罰 則

(過料)

第十五条 次の各号の一に該当する者に対しては一万円以下の過料を科する。

一 第三条第一項又は第三項の規定に違反して同条第一項各号に掲げる行為をした者

二 第四条の規定に違反して同条の各号に掲げる行違をした者

三 第九条第一項又は第二項の規定による町長の命令に違反した者

第十六条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の五倍に相当する額以下の過料を科する。

第十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するのほか、

その法人又は人に対して各本条の過料を科する。

附 則

この条例は昭和四十二年四月一日より施行する。

別表第一

公園施設の設置又は管理、都市公園の占用及び第三条第一項各号に掲げる行為

施設の種類 又は管理	区分		単位	金額
	公園施設の設置	公園施設の管理		
電柱	一本一年につき	一箇所一月につき	一平方メートル一月につき	五円
変圧機	一箇所一月につき	一メートル一年につき	一平方メートル一月につき	五円
法第七条第二号に掲げるもの	一箇所一月につき	一メートル一年につき	一平方メートル一月につき	五円
法第七条第四号又は都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号以下「令」という。）第八号第五号若しくは第六号に掲げるもの	一箇所一月につき	一メートル一年につき	一平方メートル一月につき	五円

行為			
法第七條第六号に掲げるもの	一平方メートル一日につき	五円	
令第八條第一号に掲げるもの	一箇所一年につき	五〇円	
令第八條第七号又は第八号に掲げるもの	一平方メートル一月につき	五〇円	
その他工作物、物件又は施設	その都府町長が定める		
第三條第一項第一号に掲げる行為	一日につき	五〇円	
業として行なり写真の撮影	一月につき	三〇〇円	
臨時	一日につき	一〇〇円	
業として行なり映画の撮影	一時間につき	五〇〇円	
興行	一平方メートル一日につき	五円	
第三條第一項第四号に掲げる行為		三四	